

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年10月11日～2018年10月17日)

平成 30 年(2018 年)10 月 19 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治 ジョブロ法相による先行判決に関するEU法規の合憲性審査要請 チャプトヴィチ外相, 英国を訪問 ドウダ大統領, バチカンを訪問 チャプトヴィチ外相, ルクセンブルクを訪問 バビシュ・チェコ首相の来訪 ソロフ国家安全保障局長, イスラエルを訪問 モラヴィエツキ首相, ブリュッセルで欧州理事会及びASEMに出席</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍, 国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等 政府, 関係省庁を集めCOP24の警備に関する検討会を開催 国境警備隊, イラク人密入国者を拘束 オポーレで外国人を標的とする車両強奪事件が発生 警察及び国境警備隊, ワルシャワで自動車窃盗団に対する摘発を実施 警察, 人身売買に関与した犯罪組織を摘発 ワルシャワでのソ連軍兵士モニュメント撤去をめぐる動き 廃棄物不法投棄業者の摘発</p>								
<p>経済 個人所得税及び法人所得税の改定 資本投資基金(FIK)の設立計画 スタンダード・アンド・プアーズ, ポーランドの格付けを引き上げ 9月の消費者物価指数 エミレヴィチ企業・技術大臣, ポーランド企業の投資・輸出拡大策について発言 洋上風力発電の見通し タウロン社及びオルレン社による熱電併給発電所建設 ポーランドにおけるガス供給プログラム トフジェフスキ・エネルギー大臣, 欧州委に排出権市場の監視・介入を要請 与党「法と正義」(PiS), 「エネルギー・プラス(エネルギー価格補填政策)」を検討 オストロウエンカ発電所の建設に関する動向</p>								
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

ジョブロ法相による先行判決に関するEU法規の合憲性審査要請【17日】

17日、ジョブロ法相兼検事総長は、欧州司法裁判所の先行判決につき規定するEUの機能に関する条約267条の合憲性審査を憲法法院に要請した旨明らかにした。同法相は、同規定が国内裁判所の先行判決を求める質問状の送付により、加盟国の裁判機

関の制度や組織及び裁判機関における訴訟手続きに関する問題への関与を許容しているとして、ポーランド憲法への違憲性の確認を求めている。また同法相は、今次合憲性審査の要請はポーランドのEU離脱を引き起こすとの批判に対し、本要請はEU離脱の試みではないと強調した。

外交・安全保障

チャプトヴィチ外相、英国を訪問【14日】

14日、チャプトヴィチ外相が英国を訪問し、英国、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ルーマニア、スロベニア及びハンガリーの外相と、Brexit、EUの東方政策、NATOの更なる強化及び新たな安全保障上の課題への適応等について協議した。

モラヴィエツキ首相と、欧州対外国境管理協力機関（FRONTEX）の今後の体制、Brexit、EU予算及び結束政策等について協議した。FRONTEXに関し、両首相は、同機関の大幅な人員増加は根拠を欠き、かかる資金の過度なシフトは、本件の体制に関する政策、道路・鉄道の発展政策に対する資金の減額を意味すると指摘した。

ドゥダ大統領、バチカンを訪問【14-15日】

14-15日、ドゥダ大統領がバチカンを訪問し、フランシスコ法王と、EUが加盟国間で相互尊重する関係に戻り、また各国に存在する文化的多様性を尊重する必要性について会談した。

ソロフ国家安全保障局長、イスラエルを訪問【15-16日】

15-16日、ソロフ国家安全保障局長は、イスラエルを訪問し、イスラエル国家安全保障評議会議長と協議した。同局長は、ロシアに関連した東側の状況に対するイスラエルの評価について意見交換をするとともに、国連ミッションであるゴラン高原への軍の派遣の再開について議論された。今回の訪問をきっかけに、今後イスラエルとの戦略的対話が再開されることになる。

チャプトヴィチ外相、ルクセンブルクを訪問【15日】

15日、チャプトヴィチ外相は、ルクセンブルクを訪問し、EU外務理事会に出席した他、同理事会前にシーヤールト・ハンガリー外相と、両国に対するEU条約第7条手続きへの対応につき協議した。両外相は同手続きが、両国の移民・難民政策に起因する政治的理由に基づくものであるとの認識で一致し、シーヤールト外相は、ハンガリーがポーランドに対する同手続きを支持しないことを確認すると共に、ポーランドがハンガリーに対する如何なる制裁も支持しないことへの期待を示した。

モラヴィエツキ首相、ブリュッセルで欧州理事会及びASEMに出席【17日～】

17日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルを訪問し、欧州理事会及びアジア欧州会合（ASEM）に出席し、欧州理事会ではBrexit、移民・難民問題等について協議した他、18日、メルケル独首相と二国間会談を行った。また、同日、ASEMのマージンで、「V4+日本」首脳会合も行われた。

バビシュ・チェコ首相の来訪【15日】

15日、バビシュ・チェコ首相がポーランドを訪問し、

治 安 等

政府、関係省庁を集めCOP24の警備に関する検討会を開催【12日】

12日、クラクフ警察本部において、外務省、国家警察本部、国家警護局（SOP）、民間航空局、マウオポルスキエ県警察、シロンスキエ県警察から代表者が出席し、12月にカトヴィツェで開催されるCOP24の警備計画に関する検討が行われた。COP24は、

ポーランドで開催される大型国際会議としては、2016年に開催されたワルシャワNATO首脳会合、世界青年の日関連行事以来のものとなる。

国境警備隊、イラク人密入国者を拘束【14日】

国境警備隊は、ポドカルパツキエ県メディカで、ポーランド・ウクライナ国境を徒歩で越えて密入国を図

ったとして、36歳のイラク人男性を拘束した。同人はドイツを最終目的地としていた旨供述しており、ウクライナに送還された。

オポーレで外国人を標的とする車両強奪事件が発生【15日】

15日、警察は、10月4日にオポーレで発生した外国人を標的とする車両強奪事件の犯人を拘束した旨発表した。同事件は、深夜、3人組のポーランド人男性が外国人タクシー運転手に差別的な暴言を浴びせるなどして脅迫し、身の危険を感じた運転手が警察への通報を目的に車を離れた隙に車を奪って逃走したもので、警察は、クラクフ市内の駐車場で盗難車を発見し、同車両を運転していた犯人を拘束した。

警察及び国境警備隊、ワルシャワで自動車窃盗団に対する摘発を実施【16日】

ワルシャワ首都警察及び国境警備隊ブグ川管区(ポーランド・ベラルーシ国境を所管)は、ワルシャワ周辺で自動車窃盗団に対する摘発を実施し、中古車ディーラーや自動車整備工場等で解体中の盗難車を発見、押収した。今次摘発は、欧州対外国境管理協力機関(FRONTEX)の情報提供を下に実施されたもので、発見された盗難車は、ワルシャワ市内で盗まれたものだけでなくドイツ等の近隣国からも持ち込まれたものも含まれており、ワルシャワで解体後、東側諸国に輸出されていたとみられている。

警察、人身売買に関与した犯罪組織を摘発【16日】

ドルノシロンスキエ県警は、ポーランド人の人身売買に関与した犯罪組織に対する摘発を行い、同組織構成員4人を拘束した。同組織は、2015年から2016年にかけて、高給の仕事があるなどの名目でポ

ーランド人集め、英国に送り出した後、旅券等を没収し、強制労働に従事させていた。ポーランド警察は、英国警察と共同で本件に関する捜査を進めおり、強制労働の被害者は数10人にのぼると見ている。

ワルシャワでのソ連軍兵士モニュメント撤去をめぐる動き【17日】

17日、ワルシャワ市内東部のスカルシェフスキ公園に設置されていたソ連軍兵士のモニュメントの撤去作業が開始された。同モニュメントは、第二次世界大戦中にワルシャワを「解放」する戦闘で戦死したソ連兵を称える目的で1946年に設置されたものであるが、2017年に共産主義及び全体主義に関する規制法の改正が行われたことを契機に、公共の場で同モニュメントを展示することが問題視され、撤去に至った。撤去後、同モニュメントは国家記憶院(IPN)に移管され、冷戦博物館で共産主義政権によるプロパガンダの一例として展示される予定である。ロシアは、同措置に反発しており、ロシア外務省のザハロフ報道官は、同モニュメントの兵士はポーランド人と共に戦いポーランドを「解放」した者であり、モニュメントの撤去は歴史の書き換えであるなどと述べた。

廃棄物不法投棄業者の摘発【18日】

警察は、ドイツからポーランドにリサイクルの名目で大量の廃棄物を持ち込み、ウツキエ県及びヴィエルコポルスキエ県に不法投棄していた廃棄物処理業者を摘発した。ポーランドでは、廃棄物のリサイクルの際、国から補助金が支給されることから、同業者は制度を悪用し、4,000トン以上の廃棄物を輸入し120万ズロチの補助金を不正に受け取っていたとされる。廃棄物の不法投棄や野焼きによる環境問題の深刻化を受けて、警察はこれらの業者に対する取締りを強化している。

経 済

経済政策

個人所得税及び法人所得税の改定【15日】

下院は個人所得税及び法人所得税の改正に関する6法案の審議を行っている。法案は2019年1月1日の施行を予定しているが、複数の相反する修正案が提案されているという。

資本投資基金(FIK)の設立計画【16日】

首相府は、資本投資基金(FIK)を設立する計画を発表した。基金は首相の監督下に置かれ、戦略的な企業の株式を購入し、ポーランドにとって重要な安全上の関心を保護することを目的とするという。基金の予算規模は14億ズロチと試算されている。

マクロ経済動向・統計

スタンダード・アンド・プアーズ、ポーランドの格付けを引き上げ【12日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、堅調な経済成長及び堅実な財政状況を踏まえ、ポーランドの信用格付けを「BBB+」から「A-」に引

き上げた。また、見通しは「安定的」とした。なお、その他の格付け会社によるポーランドの信用格付けは、フィッチが「A-」、ムーディーズが「A2」となっている。

9月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、9月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比1.9%増、対前月

比0.2%増となった(速報値では対前年同月比1.8%増、対前月比0.2%増と発表)。

ポーランド産業動向

エミレヴィチ企業・技術大臣、ポーランド企業の投資・輸出拡大策について発言【16日】

16日、エミレヴィチ企業・技術大臣は、ポーランド企業の対外投資及び輸出拡大を目的とした支援策を実施すると述べた。同施策は、国営ゴスポタル

ストウワ・クラヨウエゴ開発銀行による資金支援も含む。ピシュラ投資・貿易庁(PAIH)総裁は、全ポーランド企業のうち18~20%が自社製品を輸出しており、国内市場のみならずEU・海外市場に受け入れられると述べた。

エネルギー・環境

洋上風力発電の見通し【10日】

トビショフスキ・エネルギー副大臣は、ポーランドの洋上風力発電容量は2035年には8GWまで拡大する見込みと述べた。同大臣は、洋上風力エネルギー開発がポーランドにおけるゼロエミッションエネルギーの生成に重要であるとし、エネルギーグリッドの安定化にも貢献できると強調している。

市場の監視・介入を要請【16日】

11日、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、欧州委に対して「欧州域内排出権取引制度指令(EU-ETS)」に基づく、介入措置条件を満たすとして、気候変動に関する委員会による排出権市場の監視・介入を要請した。同大臣は、ETS市場価格の安定は石炭を中心とするポーランドのエネルギー部門にとって重要であると述べた。

タウロン社及びオルレン社による熱電併給発電所建設【11日】

国営電力会社タウロン社及び国営石油・エネルギー企業オルレン社は、チェコに熱電併給発電所を建設する契約を締結した。同発電所で生成された電気や熱は、オルレングループの化学会社やタウロンのエネルギー販売会社等に供給される見込み。両社は使用燃料について特に言及していないが、天然ガスの利用が見込まれている。

与党「法と正義」(PiS)、「エネルギー・プラス(エネルギー価格補填政策)」を検討【12日】

与党「法と正義(PiS)」は、エネルギー価格高騰に対する補填政策として「エネルギー・プラス」を検討している旨発表した。エネルギー省案では、2018年に54億ズロチ相当の補助金が支出される予定で、補助対象は、中小・零細企業が中心となり、エネルギー価格上昇を補填する税制優遇、補填手当等が実施される。

ポーランドにおけるガス供給プログラム【11日】

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、国営ガス会社 PGNiG 社等が2022年までに天然ガスのネットワーク構築に75億ズロチ(17億ユーロ)を投資する見込みと述べた。モラヴィエツキ首相及び同大臣によれば、同計画によりポーランド国民の90%にガス供給が可能になるとされる。

オストロウエンカ発電所の建設に関する動向【16日】

オストロウエンカ発電所の建設に関して、建設資金の調達問題は解決していないが、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、オストロウエンカ発電所の建設開始式典への出席を予定している。英国のエネルギー専門家は、同発電所の操業は採算が取れないと指摘している。

トフジェフスキ・エネルギー大臣、欧州委に排出権

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、2017年もスペイン、フランス等で新たなテロが発生しており、本年も引き続き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先: cons@wr.mofa.go.jp (Eメールの場合)

22-696-5006 (FAXの場合)

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】ピウスツキ兄弟: ペンと銃で独立へ【4月27日(金)～11月11日(日)】

ゾリ市にて、ゾリ市立博物館主催による『ピウスツキ兄弟: ペンと銃で独立へ』が開催中です。プロニスワフ・ピウスツキによるアイヌ研究にフォーカスしたピウスツキ兄弟に関するイベントです。アイヌ文化及び日ポ関係史を紹介した展覧会、ワークショップ、講演、パフォーマンスなどが予定されています。

開催場所: ゾリ市 (シロンスキエ県), ゾリ市立博物館, ul. Muzealna 1/2

詳細: <http://muzeum.zory.pl/>

【予定】ポーランド空手連盟の第19回ポーランドオープンシニア・ジュニア極真空手選手権【10月20日(土) 9:00～19:00】

タルノフスキエ・グリス市にて、タルノフスキエ・グリススポーツクラブ「空手」主催による『ポーランド空手連盟の第19回ポーランドオープンシニア・ジュニア極真空手選手権』が開催されます。

開催場所: タルノフスキエ・グリス市(シロンスク県), ul. Obwodnica 8

詳細: <http://www.tkskarate.pl>

【予定】第12回ワルシャワ大学日本祭【10月22日(月)～26日(金)】

ワルシャワ市にて、ワルシャワ大学東洋学部日本学科主催による『第12回ワルシャワ大学日本祭』が開催されます。日本に関する講演会、生け花展・ワークショップ、書道展・ワークショップなどが予定されています。

開催場所: マゾフシェ県, ワルシャワ市, ワルシャワ大学図書館, 316教室, ul. Dobra 56/66, ワルシャワ王宮, ul. Plac Zamkowy 4

詳細: <http://japonistyka.orient.uw.edu.pl/dni-japonii/>

【予定】欧州居合道選手権 ザヴィエルチェ市 2018【10月26日(金)～28日(日)】

ザヴィエルチェ市にて、ポーランド剣道連盟主催による『欧州居合道選手権 ザヴィエルチェ市 2018』が開催されます。

開催場所: ザヴィエルチェ市(シロンスク県), ul. Blanowska 40

詳細: <http://www.kendo.pl/>

【予定】 アニメコン ハロウィーン【10月27日(土)~28日(日) 8:00~15:00】

ポズナン市にて、ノウェ・メディアグループ有限責任会社主催による『アニメコン ハロウィーン』が開催されます。よろい・刀の展覧会、折り紙・寿司・書道・きりがみワークショップ、日本の文化・ポップカルチャーに関する講演や日本の伝統的なゲームなどが予定されています。

開催場所: ポズナン市(ヴィエルコポルスカ県), 第11小学校, ul. Osiedle Wichrowe Wzgórze 119

詳細: <https://www.facebook.com/events/1878240902491777/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)